

## 第3 特定福祉用具販売事業に関する事項

### 【基本方針】

#### I 指定特定福祉用具販売

この事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

#### 1 人員に関する事項

指定福祉用具貸与事業所と同じ（指定特定福祉用具販売と読み替える）

#### 2 運営に関する事項

##### （1）重要事項説明書（居宅基準第8条準用、通知第三の一の3（2）準用）

指定福祉用具貸与事業所と同じ（指定特定福祉用具販売と読み替える）

##### （2）サービス提供の記録（居宅基準第211条）

- ・提供したサービスの具体的内容を記載する。
- ・利用者から申し入れがあった場合は、文書の交付等適切な方法で、情報提供を行う。

##### 《不適正事例》

- 特定福祉用具販売の提供にあたっての福祉用具の調整や使用方法の指導の記録がない。  
（当該事業所の専門相談員が立ち会ったことが確認できない。）

##### （3）販売費用の額等の受領（居宅基準第212条、通知第三の十二の3（2）、介護保険法第44条第3項）

- ア 特定福祉用具を販売した場合は、法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額
- イ 通常の実施地域以外でサービスを行う場合の交通費
- ウ 搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に係る費用
- エ イ、ウに係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明をし、同意を得ておくこと。

##### （4）保険給付の申請に必要な書類の交付（居宅基準第213条）

利用者に対し、次に掲げる事項を記載した書類を交付しなければならない。

- ア 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称
- イ 販売した特定福祉用具の種目、商品名、販売費用の額、その他必要と認められる事項を記載した

証明書

ウ 領収書

エ 当該特定福祉用具のパフレットその他の用具の概要

#### (5) 指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針

ア 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ること。

イ 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うこと。

ウ 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

エ 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

オ 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

カ 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

キ カの身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載しなければならない。

ク 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じること。

#### (6) 特定福祉用具販売計画の作成（居宅基準第214条の2、通知第三の十二の3（4））

ア 福祉用具専門相談員は、利用者ごとに特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。

なお、福祉用具貸与の利用がある場合は、福祉用具貸与と特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成すること。

イ 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。

なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って特定福祉用具販売計

画を立案すること。また、特定福祉用具販売計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。

ウ 特定福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

なお、特定福祉用具販売計画は、各指定権者が条例で定める期間（５年又は２年）、保存しなければならない。

エ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、当該居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から特定福祉用具販売計画の提供の求めがあった場合は、特定福祉用具販売計画の提供に協力するよう努めるものとする。

オ 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

《不適正事例》

- 特定福祉用具販売計画を作成していない。（ケアマネを通さず、保険者からの指示。ケアプラン無し。契約書、重説等同意なし。）
- 福祉用具貸与計画と特定福祉用具販売計画を一体的に作成していない。

**（７）福祉用具専門相談員の業務（居宅基準第２１４条、通知第三の十二の３（４））**

下記業務は、特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員が原則として行わなければならない。

ア 利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じること。

イ 目録等文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する説明を行い、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ること。

ウ 販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関する点検を行うこと。

エ 利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行い、特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付して十分な説明を行い、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換部品等の使用については、衛生管理上の注意事項を十分に説明すること。

オ 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合は、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供等を行う等の必要な措置を講じなければならない。

カ 他の介護サービスを利用していないために居宅サービス計画が作成されていない場合は、特定

福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されているか確認する。

- |                |   |                                  |
|----------------|---|----------------------------------|
| (8) 業務継続計画の策定等 | } | 指定福祉用具貸与事業所と同じ（指定特定福祉用具販売と読み替える） |
| (9) 衛生管理等      |   |                                  |
| (10) 虐待の防止     |   |                                  |

**(11) 記録の整備（居宅基準第215条）**

- ア 特定福祉用具販売計画
- イ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録
- ウ 具体的なサービスの内容等
- エ 2（5）キの身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- オ 市町村への通知に係る記録
- カ 苦情の内容の記録
- キ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

**3 その他準用される規定（居宅基準第216条）**

- a 内容及び手続の説明及び同意
- b 提供拒否の禁止
- c サービス提供困難時の対応
- d 受給資格等の確認
- e 要介護認定の申請に係る援助
- f 心身の状況等の把握
- g 居宅介護支援事業者等との連携
- h 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供
- i 居宅サービス計画等の変更の援助
- j 身分を証する書類の携行
- k 利用者に関する市町村への通知
- l 秘密保持等
- m 広告
- n 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止
- o 苦情処理
- p 地域との連携
- q 事故発生時の対応
- r 会計の区分
- s 管理者の責務
- t 勤務体制の確保等
- u 指定特定福祉用具販売の基本取扱方針
- v 運営規程

- w 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等
- x 特定福祉用具の取扱種目
- y 掲示及び目録の備え付け

## 【基本方針】

### Ⅱ 指定特定介護予防福祉用具販売

この事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービスの提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。

#### 1 人員に関する事項

指定特定福祉用具販売事業所と同じ

#### 2 運営に関する事項

指定特定福祉用具販売事業所と同じ

#### ○特定（介護予防）福祉用具販売種目

※ 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省告示第 94 号）並びに介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成 12 年 1 月 31 日 老企第 34 号各都道府県介護保険主管部（局）長宛て厚生省老人保健福祉局企画課長通知）を一部抜粋

##### （１）腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変化する場合に高さを補うものを含む。）
- ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- ③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み居室において利用可能であるものに限る。）。ただし、設置に要する費用については、従来どおり、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

## （２）自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

## （３）排泄予測支援機器

膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を要居宅介護者等又はその介護を行うものに通知するもの。

## （４）入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。

### ① 入浴用いす

座面の高さが概ね 35cm 以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。

### ② 浴槽用手すり

浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。

### ③ 浴槽内いす

浴槽内に置いて利用することができるものに限る。

### ④ 入浴台

浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。

### ⑤ 浴室内すのこ

浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。

### ⑥ 浴槽内すのこ

浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

### ⑦ 入浴用介助ベルト

居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

## （５）簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。（「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。）

## （６）移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

### （７）スロープ

### （８）歩行器

### （９）歩行補助つえ

## ○ 複合的機能を有する福祉用具について

２つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。
- ② 区分ができない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

## 第4 介護報酬に係るQ & A

（付属品のみの貸与）

（問1）介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか。

（答） 既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与について保険給付を受けることは可能である。

（H12.11.22 保険最新情報 Vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&A について）

（体位変換器）

（問2）福祉用具貸与の対象となる体位変換器について、「専ら体位を保持するためのものは除かれる」とあるが、これは、体位の保持にも用いることができ、かつ、身体の下に挿入することが容易にできるような工夫を施す等により、体位の変換が容易にできるようにするものを排除するものではないと解してよいか。

（答） 当該ただし書きは、まくら、座布団等、通常専ら就寝や安息のための用途に供されるものを除外する主旨である。従って、使用法によっては体位の保持の機能を持つものであっても、身体の下への挿入が容易で、かつ、挿入後も形態が崩れないなど体位の変換に容易に活用できるものであれば、対象となる。（H14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A）

（利用者の状態悪化）

（問3）利用者が、明らかに直近の認定調査時点から状態が悪化しているような場合には、ケアマネ（地域包括支援センター）及び保険者が必要と認めた場合は、支給することは可能か。

（答） 一般的には、直近の認定調査結果が実態と乖離していることはあり得ないが、仮に、直近の認定調査時点から著しく状態が悪化しており、長期的に固定化することが見込まれる場合は、要介護度自体にも影響があることが想定されることから、要介護度の区分変更申請が必要と思われる。（H18.3.27 介護制度改革 Information Vol.80 平成18年4月改定関係Q&A (vol.2)）

（福祉用具サービス計画）

（問4）福祉用具サービス計画に、必ず記載しなければならない事項は何か。

(答) 指定基準では、福祉用具サービス計画について「利用者の心身状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載」することとしている。

これを踏まえ、福祉用具サービス計画には、最低限、次の事項の記載が必要であると考えられる。

- ・利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
- ・福祉用具が必要な理由
- ・福祉用具の利用目標
- ・具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）

(H24. 3. 16 事務連絡 介護保険最新情報 Vol. 267

「平成 24 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 1) (平成 24 年 3 月 16 日)」送付について)

#### (福祉用具貸与)

##### (問 5) 月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について

(答) 福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、暦月単位の実勢価格としている。

福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差支えない。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規程に記載する必要がある。

なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。

(H15. 6. 30 事務連絡 介護保険最新情報 Vol. 153 介護報酬に係る Q&A (Vol. 2))

#### (付属品を追加して貸与する場合)

##### (問 6) 車椅子やベッドを借りた後、身体の変化等により必要がある場合には、付属品のみを追加して貸与を受けることも可能か。

(答) 平成 12 年 1 月 31 日老企第 34 号通知の付属品の説明に記載されているとおり、既に利用者が車椅子や特殊寝台を介護保険の給付として貸与されている場合、後から追加的に貸与される場合も算定できる。

(H12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 Vol. 71 介護報酬等に係る Q&A (Vol. 2))

#### (複数の福祉用具を貸与する場合の運用について)

##### (問 7) 運営規程自体に額を記載せず、目録のとおりとされている場合は、どのような届出を提出させるのか。

(答) 指定福祉用具貸与事業者等が減額利用料に関する運用を行う場合、必要に応じて運営規程に「その額の設定の方式」を定め、提出が必要となる。個々の福祉用具の利用料については、運営規程に目録に記載されている旨が記載されていれば目録を提出することになる。

(H27. 4. 1 事務連絡 介護保険最新情報 Vol. 454



「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A（平成 27 年 4 月 1 日）」の送付について）

（利用料の受領）

（問 8）「利用者負担を金品その他の財政上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減」とは特典（景品）供与・無償サービス等が該当する  
のか。

（答） 指定基準において指定福祉用具貸与事業者は利用者から利用料の一部として自己負担額の支払いを受けることとされている。本通知では、受領した自己負担額の一部又は全部について、財産上の利益に替えて利用者負担を軽減することは、自己負担を受領していることとはならないことと示したものである。従って、特定（景品）供与・無償サービス等は社会通念上許容される範囲で行われるべきものであり、保険者により個別に判断いただきたい。

（H27. 4. 1 事務連絡 介護保険最新情報 Vol. 454

「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A（平成 27 年 4 月 1 日）」の送付について）

（腰掛け便座の給付対象範囲）

（問 9）（福祉用具）腰掛け便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。

（答） 家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者が選択すれば給付対象として差し支えない。

（H12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 Vol. 71 介護報酬等に係る Q&A（Vol. 2））

（部品購入費）

（問 10）介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか。

（答） 福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市町村が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となる。

（H12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 Vol. 71 介護報酬等に係る Q&A（Vol. 2））

（福祉用具購入費の支給）

（問 11）福祉用具購入費の支給について、下のようなケースの限度額管理はいずれの年度において行われるか。

- ① 平成 12 年度に福祉用具の引渡しを受け、平成 13 年度に代金を支払い、保険給付を請求したケース
- ② 12 年度に福祉用具の引渡しを受け代金も支払ったが、保険給付の請求は平成 13 年度に行ったケース

（答） 介護保険法第 44 条においては、福祉用具を購入したとき、すなわち代金を完済したときに保険給付の請求権が発生し、当該購入した日（代金を完済した日：実務的には領収証記載の日付）の属する年度において支給限度額を管理することとされている。

したがってケース①は平成 13 年度において、ケース②は平成 12 年度において、それぞれ限度額管理が行われる。（H12. 3. 28 事務連絡 運営基準等に係る Q&A）

(福祉用具貸与)

(問 12) 機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が困難な場合は、一つの商品の提示で良いか。

(答) 例えば、他に流通している商品が確認できない場合、福祉用具本体の選択により適合する付属品が定まる場合等は、差し支えない。

(H30. 3. 22 事務連絡 介護保険最新情報 Vol. 629 介護報酬に係る Q&A (Vol. 1))

## 第5 その他

### 1 介護給付費請求書等の適切な記載方法の徹底について

現行においても、介護給付費の請求に当たっては、介護給付費請求書等に必要事項を記載いただいているが、このうち、介護給付費明細書に関しては TAIS コード等が正確に記載されていない、複数の福祉用具を一つにまとめて記載されているといった事例が指摘されている。

今般の制度見直しにおいては、介護給付費の請求実績に基づき、全国平均貸与価格の公表、貸与価格の上限設定等が行われているため、以下の点に注意すること。

- ・ TAIS コード等について、誤りなく正確に記載すること
- ・ 同一商品を含め、複数の福祉用具を請求する場合も、一つ一つ分けて記載すること

なお、具体的な記載方法については、「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成 13 年 11 月 16 日老老発 31 号厚生労働省老健局老人保健課長通知)を参照すること。

### 2 ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について

ハンドル形電動車椅子については、使用中の死亡・重傷事故が発生していることを踏まえ、「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について(通知)」(平成 29 年 3 月 31 日老高発 0331 第 3 号)において、その使用に当たっての具体的な留意事項等について通知している。

また、独立行政法人製品評価技術基盤機構から、平成 30 年中に踏切で発生した死亡事故が 5 件確認されて以降、注意喚起がなされている。

また、ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン等も示されているので、下記の通知を確認するとともに、事故防止に努めること。

<踏切での電動車いすの死亡事故が多発～平成 30 年 5 件発生～>

(独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ)

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2021fy/prs210917.html>

<福祉用具シリーズ Vol. 13 (電動三輪車四輪車使い方手引き)>

(公益財団法人テクノエイド協会ホームページ)

<http://www.techno-aids.or.jp/research/vol13.pdf>

<福祉用具ヒヤリ・ハット情報>

(公益財団法人テクノエイド協会ホームページ)

<http://www.techno-aids.or.jp/hiyari/>

<電動車いす安全利用の手引き・電動車いす安全運転のすすめ（動画）>

(電動いす安全普及協会ホームページ)

<https://www.den-ankyo.org/guidance/safety.html>

<ハンドル形電動車いすを安全に利用するためのガイドラインについて>

○ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン

○ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のための指導手順書

(一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会（ふくせん）ホームページ)

[http://www.zfssk.com/topics\\_detail.php#953](http://www.zfssk.com/topics_detail.php#953)

### 3 福祉用具に係る事故の情報提供について

厚生労働省では、消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について、随時情報提供が行われているので、確認をお願いする。

<厚生労働省 5 福祉用具の事故情報等>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。  
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

| 介護予防通所リハ<br>(介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む) | 開始 | ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)                          |
|-----------------------------------------------|----|-------------------------------------------|
|                                               |    | 変更日                                       |
|                                               |    | ・区分変更(要介護→要支援)                            |
|                                               |    | ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)               |
|                                               |    | ・事業開始(指定有効期間開始)                           |
|                                               |    | ・事業所指定効力停止の解除                             |
|                                               |    | 契約日                                       |
|                                               |    | ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1) |
|                                               |    | 退居日の翌日                                    |
|                                               | 終了 | ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)                 |
|                                               |    | 契約解除日の翌日                                  |
|                                               |    | ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)        |
|                                               |    | 退所日の翌日                                    |
|                                               |    | ・公費適用の有効期間開始                              |
|                                               |    | 開始日                                       |
|                                               |    | ・生保単独から生保併用への変更<br>(65歳になって被保険者資格を取得した場合) |
|                                               |    | 資格取得日                                     |
|                                               | 終了 | ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)                          |
|                                               |    | 変更日                                       |
|                                               |    | ・区分変更(要支援→要介護)                            |
|                                               |    | ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)               |
|                                               |    | ・事業廃止(指定有効期間満了)                           |
|                                               |    | ・事業所指定効力停止の開始                             |
|                                               |    | 契約解除日<br>(廃止・満了日)<br>(開始日)                |
|                                               | 終了 | ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1) |
|                                               |    | 入居日の前日                                    |
|                                               |    | ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)             |
|                                               |    | サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日                     |
|                                               |    | ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)        |
|                                               | 終了 | 入所日の前日                                    |
|                                               |    | ・公費適用の有効期間終了                              |
|                                               | 終了 | 終了日                                       |

|                                                              |    |                                                                                                                                 |                                                  |
|--------------------------------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能<br>型居宅介護<br>複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) | 開始 | ・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)                                                                                                    | 変更日                                              |
|                                                              |    | ・区分変更(要介護⇔要支援)<br>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)<br>・事業開始(指定有効期間開始)<br>・事業所指定効力停止の解除<br>・受給資格取得<br>・転入<br>・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く) | サービス提供日<br>(通い、訪問又は宿泊)                           |
|                                                              |    | ・公費適用の有効期間開始                                                                                                                    | 開始日                                              |
|                                                              |    | ・生保単独から生保併用への変更<br>(65歳になって被保険者資格を取得した場合)                                                                                       | 資格取得日                                            |
|                                                              | 終了 | ・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)                                                                                                    | 変更日                                              |
|                                                              |    | ・区分変更(要介護⇔要支援)<br>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)<br>・事業廃止(指定有効期間満了)<br>・事業所指定効力停止の開始<br>・受給資格喪失<br>・転出<br>・利用者との契約解除                   | 契約解除日<br><br>(廃止・満了日)<br>(開始日)<br>(喪失日)<br>(転出日) |
|                                                              |    | ・公費適用の有効期間終了                                                                                                                    | 終了日                                              |
|                                                              |    |                                                                                                                                 |                                                  |
| 夜間対応型訪問介護<br>地域密着型通所介護(療養<br>通所介護)                           | 開始 | ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)<br>・事業所指定効力停止の解除<br>・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)                                                    | 契約日                                              |
|                                                              |    | ・公費適用の有効期間開始                                                                                                                    | 開始日                                              |
|                                                              |    | ・生保単独から生保併用への変更<br>(65歳になって被保険者資格を取得した場合)                                                                                       | 資格取得日                                            |
|                                                              | 終了 | ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)<br>・事業所指定有効期間満了<br>・事業所指定効力停止の開始<br>・利用者との契約解除                                                      | 契約解除日<br>(満了日)<br>(開始日)                          |
|                                                              |    | ・公費適用の有効期間終了                                                                                                                    | 終了日                                              |
|                                                              |    |                                                                                                                                 |                                                  |

|                                         |    |                                                                                                                                                |                         |
|-----------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 訪問看護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合) | 開始 | ・区分変更(要介護1～5の間)                                                                                                                                | 変更日                     |
|                                         |    | ・区分変更(要支援→要介護)<br>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)<br>・事業開始(指定有効期間開始)<br>・事業所指定効力停止の解除<br>・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)                              | 契約日                     |
|                                         |    | ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1)<br>・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1) | 退所日の翌日<br>退居日の翌日        |
|                                         |    | ・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)                                                                                                     | 給付終了日の翌日                |
|                                         |    | ・公費適用の有効期間開始                                                                                                                                   | 開始日                     |
|                                         |    | ・生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合)                                                                                                          | 資格取得日                   |
|                                         | 終了 | ・区分変更(要介護1～5の間)                                                                                                                                | 変更日                     |
|                                         |    | ・区分変更(要介護→要支援)<br>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)<br>・事業廃止(指定有効期間満了)<br>・事業所指定効力停止の開始<br>・利用者との契約解除                                                | 契約解除日<br>(満了日)<br>(開始日) |
|                                         |    | ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1)<br>・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1) | 入所日の前日<br>入居日の前日        |
|                                         |    | ・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)                                                                                                     | 給付開始日の前日                |
|                                         |    | ・公費適用の有効期間終了                                                                                                                                   | 終了日                     |

|                                                                                    |    |                                                                                                                                                                |                         |
|------------------------------------------------------------------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 定期巡回・随時対応型訪問<br>介護看護                                                               | 開始 | ・区分変更(要介護1～5の間)                                                                                                                                                | 変更日                     |
|                                                                                    |    | ・区分変更(要支援→要介護)<br>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)<br>・事業開始(指定有効期間開始)<br>・事業所指定効力停止の解除<br>・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)                                              | 契約日                     |
|                                                                                    |    | ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1)<br>・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型<br>共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護<br>(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、<br>複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期<br>利用型)の退居(※1) | 退所日<br>退居日              |
|                                                                                    |    | ・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間                                                                                                                                          | 給付終了日の翌日                |
|                                                                                    |    | ・公費適用の有効期間開始                                                                                                                                                   | 開始日                     |
|                                                                                    |    | ・生保単独から生保併用への変更<br>(65歳になって被保険者資格を取得した場合)                                                                                                                      | 資格取得日                   |
|                                                                                    |    |                                                                                                                                                                |                         |
|                                                                                    | 終了 | ・区分変更(要介護1～5の間)                                                                                                                                                | 変更日                     |
|                                                                                    |    | ・区分変更(要介護→要支援)<br>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)<br>・事業廃止(指定有効期間満了)<br>・事業所指定効力停止の開始<br>・利用者との契約解除                                                                | 契約解除日<br>(満了日)<br>(開始日) |
|                                                                                    |    | ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1)<br>・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型<br>共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護<br>(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、<br>複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期<br>利用型)の入居(※1) | 入所日の前日<br>入居日の前日        |
|                                                                                    |    | ・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間                                                                                                                                          | 給付開始日の前日                |
|                                                                                    |    | ・公費適用の有効期間終了                                                                                                                                                   | 終了日                     |
| 福祉用具貸与<br>介護予防福祉用具貸与<br>(特定施設入居者生活介護<br>及び介護予防特定施設入<br>居者生活介護における外部<br>サービス利用型を含む) | 開始 | ・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月<br>の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半<br>月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)                                                                             | 開始日                     |
|                                                                                    |    | ・公費適用の有効期間開始                                                                                                                                                   | 開始日                     |
|                                                                                    |    | ・生保単独から生保併用への変更<br>(65歳になって被保険者資格を取得した場合)                                                                                                                      | 資格取得日                   |
|                                                                                    | 終了 | ・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月<br>の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半<br>月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)                                                                             | 中止日                     |
|                                                                                    |    | ・公費適用の有効期間終了                                                                                                                                                   | 終了日                     |

|                                                                        |    |                                                                                                       |                            |
|------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業<br>・訪問型サービス(独自)<br>・通所型サービス(独自)<br><br>※月額包括報酬の単位とした場合 | 開始 | ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)(通所型サービス(独自)のみ)<br>・区分変更(事業対象者→要支援)(通所型サービス(独自)のみ)                                    | 変更日                        |
|                                                                        |    | ・区分変更(要介護→要支援)<br>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)<br>・事業開始(指定有効期間開始)<br>・事業所指定効力停止の解除                     | 契約日                        |
|                                                                        |    | ・利用者との契約開始                                                                                            | 契約日                        |
|                                                                        |    | ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)                                                             | 退居日の翌日                     |
|                                                                        |    | ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)                                                                             | 契約解除日の翌日                   |
|                                                                        |    | ・介護予防短期入所生活介護の退所(※1)                                                                                  | 退所日の翌日                     |
|                                                                        |    | ・介護予防短期入所療養介護の退所・退院(※1)                                                                               | 退所・退院日又は退所・退院日の翌日          |
|                                                                        |    | ・公費適用の有効期間開始                                                                                          | 開始日                        |
|                                                                        |    | ・生保単独から生保併用への変更(65歳になって被保険者資格を取得した場合)                                                                 | 資格取得日                      |
|                                                                        | 終了 | ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)(通所型サービス(独自)のみ)<br>・区分変更(事業対象者→要支援)(通所型サービス(独自)のみ)                                    | 変更日                        |
|                                                                        |    | ・区分変更(事業対象者→要介護)<br>・区分変更(要支援→要介護)<br>・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)<br>・事業廃止(指定有効期間満了)<br>・事業所指定効力停止の開始 | 契約解除日<br>(廃止・満了日)<br>(開始日) |
|                                                                        |    | ・利用者との契約解除                                                                                            | 契約解除日                      |
|                                                                        |    | ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)                                                             | 入居日の前日                     |
|                                                                        |    | ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)                                                                         | サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日      |
|                                                                        |    | ・介護予防短期入所生活介護の入所(※1)                                                                                  | 入所日の前日                     |
|                                                                        |    | ・介護予防短期入所療養介護の入所・入院(※1)                                                                               | 入所・入院日又は入所・入院日の前日          |
|                                                                        |    | ・公費適用の有効期間終了                                                                                          | 終了日                        |



|                                     |   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |   |
|-------------------------------------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 居宅介護支援費<br>介護予防支援費<br>介護予防ケアマネジメント費 | - | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日割りは行わない。</li> <li>・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1)</li> <li>・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。</li> <li>・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。</li> <li>・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。</li> </ul>                                              | - |
| 日割り計算用サービスコードがない加算及び減算              | - | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日割りは行わない。</li> <li>・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1)</li> <li>・月の途中で、要介護度(要支援含む)に変更がある場合は、月末における要介護度(要支援含む)に応じた報酬を算定するものとする。</li> <li>・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。</li> <li>・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。(月途中で介護保険から生保単独、生保併用に変更となった場合も同様)</li> </ul> | - |

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

## 介護保険関連情報のホームページアドレスについて

介護保険関連情報のホームページアドレスをまとめたものです。常に介護保険の最新情報を御確認していただくとともに、日頃の業務で疑問が生じた場合等に御活用ください。

- (1) 厚生労働省 令和6年度介護報酬改定について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

- (2) 介護保険最新情報（厚生労働省ホームページ）

厚生労働省から発出される介護保険の最新情報を掲載

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_kourei\\_sha/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/index_00010.html)

- (3) 介護サービス関係Q&A（厚生労働省ホームページ）

介護サービス関係のQ&AをPDF又はエクセルファイルで閲覧可能

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_kourei\\_sha/qa/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/qa/index.html)

- (4) WAM NET 介護サービス関係Q&A一覧

介護サービス関係Q&Aの内容を検索できるページ

<https://www.wam.go.jp/wamappl/KakokaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=&kc=&pc=1>

- (5) 「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001697767.pdf>